記 者 発 表 資 料

令和８年１０月１６日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	登録種別	住所
有限会社アイテック	役務	福島県福島市大森字中町裏１８番地

２．指名停止措置期間
令和８年１０月１６日 ～ 令和８年１０月２９日 （ ２週間 ）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
有限会社アイテックは、令和７年２月１７日、福島県双葉郡浪江町地内での新築工事において、同社の関係請負人である下請工事業者の労働者に高さ2.21ｍのくさび緊結式足場を使用させる際、手すり及び中桟等の墜落防止設備を設けなかったため、同労働者が同足場の作業床上から墜落し死亡した。
このことにより、令和８年４月２日付けで、労働安全衛生法違反で同社が３０万円、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪で同社代表取締役に５０万円の罰金刑が確定した。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第１第８号に該当する。

参考
○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第１（抜粋）

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者または負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省 東北地方整備局（ＴＥＬ 022-225-2171）（代表）
○ 総務部 契約課 課長 佐藤（さとう） 貞弘（さだひろ） （内線 2511）
建設専門官 二部（にべ） 文彦（ふみひこ） （内線 2512）
総務部 経理調達課 契約管理官 山田（やまだ） 耕平（こうへい） （内線 6221）
○は本件の主務課です。